



# 農業委員会 だより

第 11 号

平成28年1月  
編集・発行  
佐野市農業委員会  
佐野市高砂町 1  
TEL 0283 (20) 3059



農業委員会総会



鳥獣害対策研究部会



経営安定対策研究部会



耕作放棄対策研究部会

## —— 主な内容 ——

- ◇会長あいさつ…………… 2P
- ◇研究部会の活動報告…………… 3～6P
- ◇農業委員会法の改正…………… 7P
- ◇農業共済組合加入促進、農地中間管理事業… 8P
- ◇建議・要望活動、視察研修報告…………… 9P
- ◇新しい担い手の紹介…………… 10P
- ◇農業者年金加入推進…………… 11P
- ◇農業公社からのお知らせ、編集後記… 12P

## 農業委員会法が 改正されました

詳しくは7ページを  
ご覧ください



佐野ブランドキャラクターさのまる © 佐野市



## 農業委員会会長あいさつ

佐野市農業委員会

会長 杉山 忠

新年あけましておめでとうございませう。平成28年の新春を迎えるにあたり、謹んでごあいさつを申し上げます。

昨年の農業を取り巻く状況を振り返りますと、まさに激変の年であったのではないかと思います。

9月に関東から東北地方を襲った記録的な豪雨では、各地で河川の氾濫による甚大な被害が発生しました。佐野市においても一部の地域では、農地への越水により、圃場や農作物が大きく被害を受けたことは大変衝撃的であり、鮮明な記憶として残っております。

経済の分野では、長年注目されてきたTPP交渉が年末に大筋合意に達しました。未だ不透明な部分もありますが、生産者が安心して農業経営を継続でき

るよう、国には充実した施策の実施による後押しを期待するところでございます。

さて、農業委員会に関しても、昨年秋に公布された改正農業委員法により、大きな改革を迎えようとしています。具体的には、農業委員の選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の新設、農業委員会ネットワーク機構の設置など、組織のあり方が大きく様変わりすることになります。

担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進により、農地利用の最適化を図ることをねらいとし、委員の選出に関しては、定数を現行の半数程度とすることや、定数の過半を原則として認定農業者であることとするなどの方向性が打ち出されました。これらが実効性のある制度として確

立するためには、組織の円滑な運営や制度の的確な運用が不可欠であります。農業委員会としても、一昨年にスタートした農地中間管理機構の活用を含め、今後さまざまな視点による農地の利用調整を推進し、農地の流動化に努めて参りたいと考えております。

佐野市の農地利用においては、依然様々な問題が山積しております。耕作放棄地の解消、いまだ増え続けている農作物への獣害など、解決しなければならぬ課題を多く抱えております。

これまでも、地域や関係機関の協力のもと、解決に向けて取り組んで参りましたが、地域農業を活性化し、発展させるためには、今後、さらなる取り組みにより、成果を上げることが求められております。

これから、農業者の代表として、委員の皆様とともに農業委員会の業務を遂行して参りますので、皆様方の一層のご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

お願いを申し上げます。

## 農業青色申告のすすめ

佐野市農業青色申告会では、会員を対象に各種申告書類の書き方・提出について講習会や相談会を開催しております。

新たな会員を募集しています。申し込みは佐野市農業青色申告会事務局へ（農業委員会事務局内）  
電話 0283-20-3059



営農・生活に役立つ  
農業総合専門誌。

を読みましよう！

購読申し込みは  
農業委員会事務局  
又は地元農業委員へ



## わな猟講習会

鳥獣害対策研究部会

部会長 相良 昇

中山間地域を中心に有害鳥獣による農作物被害は、年々深刻化、広域化しています。電気柵やフェンスによる防止策、被害を減らすための捕獲などが行われておりますが、十分に防ぐことは困難な状況にあります。鳥獣被害は耕作意欲を低下させ、耕作放棄地の増加にもつながっております。

鳥獣害対策研究部会では、有害鳥獣の捕獲技術を学ぶため、11月18日に佐野市有害鳥獣被害対策協議会が主催する「わな猟講習会」に参加いたしました。

はじめに、栃木県の県南環境森林事務所の担当職員に「箱わな」「くくりわな」の設置方法や捕獲にあたっての注意事項、錯誤捕獲の防止など基本的な知識について、スライドを見ながらの講義をしていただきました。



講義の様子

その後、戸奈良町内における現地実習で「箱わな」「くくりわな」の設置について、栃木県猟友会安蘇支部の方から指導を受けました。「箱わな」は被害のある農地周辺に狙いをつけ、

わなを設置します。餌のまきかたや、仕掛け糸の張り方の説明を受け、檻の扉の開閉の様子を見せていただきました。「くくりわな」は軽量なので持ち運びや移動が簡単で一人でも設置できますが、獣道を熟知する必要があります。効果を上げるには熟練



「箱わな」の説明の様子

を要するそうです。それぞれの特徴についてアドバイスをいただきました。

平成27年5月29日に一部改正された鳥獣保護法が施行され、従来の「保護」を中心としたも



「くくりわな」の説明の様子

のから、積極的な捕獲も含めた、「鳥獣生息数の適正な管理」へと変わりました。

今後も引き続き、有害鳥獣の捕獲には、猟友会団体の方々の協力が不可欠ではありますが、有資格者を増やしていき、鳥獣生息数の適正な管理を目指して行くことが必要であると思っております。

今回の講習により、少しでも多くの鳥獣被害にあっている農家の方の一助になればと思います。



## 耕作放棄地解消実例を視察して

耕作放棄対策研究部会

部会長 新井 藤市

大切な農地が耕作放棄地化していく状況は、現代の農業が抱える大きな課題となっています。原因としては、農業経営者の高齢化による離農が進んでいること、次代の農業を担う世代の就農が進まないこと、鳥獣による被害、米価の低迷等が挙げられています。

耕作放棄対策研究部会は、主な活動として、耕作放棄地が解消された実例の検証を行っています。今年度は、5月25日に昨年の利用状況調査において、雑草が生えて耕作されていない状況だった戸奈良町の土地です。土地の所有者は、ご夫婦二人暮らし世帯の方で以前は耕作していました。高齢化により耕作できなくなってしまう、最近では草を刈ることもできず管理に悩んでいました。近くの農地



解消前（平成26年10月29日撮影）

を耕作している認定農業者の山根勝浩さんは、そのような状況を目にし、自分が借り受けて耕作するため、農地に復元しました。

今回のケースは、農用地区域内における農用地ということできちんとした整形地であったこと

と、耕作放棄地化から年数があまり経過していなかったため荒廃状況も比較的軽度であったこと、近隣に受け手となる担い手がいたことなどが解消につながった要因と考えられます。

最近では、このような比較的耕作に適した環境であっても耕作放棄地が発生しています。耕作をしてくれる方を探そうにも、個人だけでは、なかなか見つからないことによりお困りの方も多いと聞きます。

このような状況の解消のため、貸し手を探している方と借り手を探している方を結びつける役割として農地中間管理事業が作られました。しかし、せっかくの制度も活用されなければ意味がありません。

耕作放棄対策研究部会として、農地中間管理事業について周知をしていきます。そして、より多くの方にご利用いただき耕作放棄地の減少、農地の利用集積・集約につながるようにしていきます。

また、他自治体で成果を上げ

ている事例、具体的には、担い手となる法人へ農地を集積する、農業委員の手により草刈りを行い農地へ再生を図る、JAと連携することにより農業規模の拡大促進を図るなど、佐野市においても実施してまいります。

農家の皆様には、日頃より農地を適正に管理していただきありがとうございます。耕作地を確保すること、すなわち農業を守ること、これに繋がりますので、これからもご協力をお願いいたします。



解消後（平成27年5月25日撮影）

# 平成27年度 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査

農地の確保や有効利用に係る取組の一環として「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」(以下「荒廃農地」という)を対象に荒廃状況・解消状況等を把握することを目的としています。

「A分類」…再生利用が可能な荒廃農地

「B分類」…再生利用が困難と見込まれる荒廃農地

(単位：ha)

佐野市における平成27年度荒廃農地調査の結果は、以下の表のとおりです。

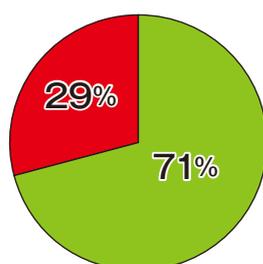
荒廃農地全体に対して「A分類」は、昨年より6.2ha減少しましたが、「B分類」が4.7ha増加しました。

新規で把握した荒廃農地は5.6haで、解消が確認できた荒廃農地は6.0haでした。

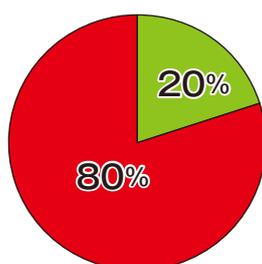
地区	A分類	B分類	計
佐野	34.1	14.0	48.1
田沼	14.2	57.6	71.8
葛生	7.4	8.1	15.5
計	55.7	79.7	135.4

## 地区別

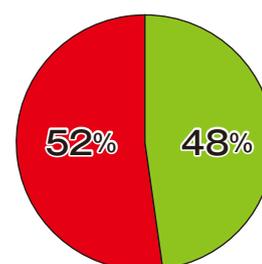
凡例 ■ A分類 ■ B分類



佐野地区



田沼地区

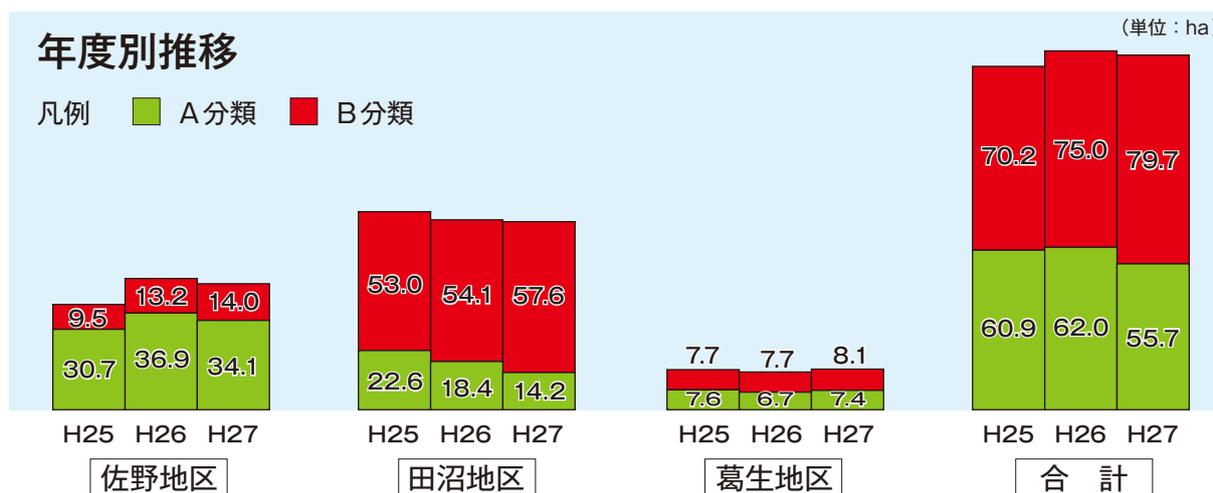


葛生地区

## 年度別推移

(単位：ha)

凡例 ■ A分類 ■ B分類



## ★農地は適正に管理しましょう

耕作放棄地は、冬は枯れ草が火災原因となり、夏は病害虫等の発生の原因になり、イノシシ等有害鳥獣の隠れ場所にもなります。



## 「農地中間管理事業について」 研修会を開催

経営安定対策研究部会

部長 桂 正次

農業就業人口が年々減少している中、担い手への農地の利用集積は急務であるといえます。

しかし、農地集積の現状は、圃場が分散した状態での集積が多く、経営規模を拡大しても生産費の低減が進まないという状況にあります。

経営安定対策研究部会では、11月6日、栃木県安足農業振興事務所の職員をお招きして「農地中間管理事業について」の研修会を開催いたしました。

研修会は農地集積の実状を鑑み、人・農地プランの説明も含んだ内容となっております。「人・農地プラン」とは集落・地域ごとの農業者の話し合いによって、持続的で力強い農業を実現するために、地域の中心となる担い手に農地を集積しよう

というもので、いくつかの自治体の「人・農地プラン」作成事例を教えてくださいました。

「人・農地プラン」作成においては、地域の農家とコミュニケーションを密にとっているとの理由から、各地区の農業委員が活躍した事例が多くみられ、改めて地域農業における農業委員の存在の重要性を感じました。



また、「人・農地プラン」の作成は地域の担い手を明確にすることができ、遊休地化しそうな農地や相続の発生した農地についても次の担い手が見つげやすくなることでした。



研修を受ける農業委員

農地中間管理事業については農地中間管理機構が出し手から農地を借受け、規模拡大や農地を集積したい担い手に貸し付けるといふものです。

対象農地は農業振興地域内の

農地であること。貸借期間は原則10年であること。再生不能となった遊休農地や、利用が著しく困難な農地等、貸付が見込めない農地は借り受けることができないなどのいくつかの条件があります。メリットも多々あります。

出し手にとっては、機構を通しての貸借なので農地は確実に戻り、要件を満たせば機構集積協力金の交付を受けられます。

担い手にとっては、長期の経営計画が可能となり、経営の安定化が図れることや、条件によりまとまった農地の借入れや分散した農地の集約ができることなどがメリットとなっています。

佐野市内では君田・田島地区で地区担当の農業委員を中心に「人・農地プラン」が作成され、農地中間管理機構が活用されました。

今後も佐野市内において農地中間管理機構を利用した案件が増えてくることが予想されますので、非常に有意義な研修会ができました。

# 農業委員会制度が変わります！

改正農業委員会法が平成27年8月28日に成立、同年9月4日に公布され平成28年4月1日から施行されます。（※施行時に在任している農業委員は、任期満了まで引き続いて農業委員としての職務を行います。）改正後の主な内容は次のとおりです。

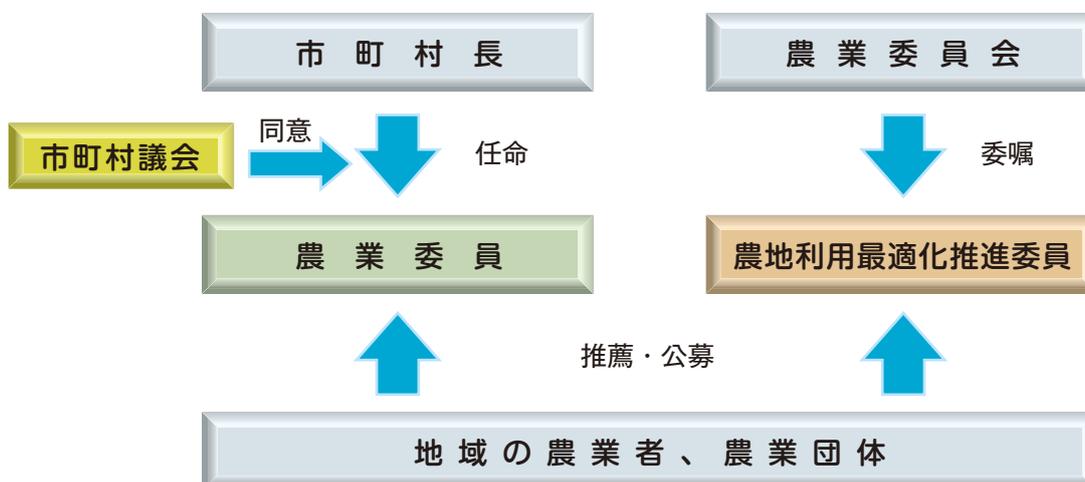
## 1. 新たに農地利用最適化推進委員が設置されます

- ①農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します。推進委員は自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行います。
- ②推進委員は農業委員会の総会、部会において意見を述べるすることができます。
- ③農地の売買、賃借の許可申請においての現地確認で推進委員が協力します。その結果、売買や賃借の要件確認、許認可等については農業委員会の総会、農地部会で審議することになります。

## 2. 農業委員の選出方法が変わります

- ①従前の公選制から市町村長が議会の同意を得て任命する方法になり、市町村長は任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め公募も行います。
- ②区域内に認定農業者が少ない場合を除いて農業委員の過半は認定農業者であることが求められます。また、農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者を1人以上含めることが求められます。
- ③農業委員の年齢や性別等に偏りが生じないように配慮することになったため、女性や青年の登用が求められます。
- ④農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度とします。

### ※農業委員、農地利用最適化推進委員の選任イメージ



# 安足農業共済組合からのお知らせ

～予期せぬ災害への備えは万全ですか？～

- 水稻の冠水被害、麦の穂発芽被害、園芸施設の大雪被害など近年、類を見ない自然災害が多発し、農業関連では多額の損失が発生しております。
- そこで、災害による多額の農業損失を補償できる農業共済制度があります。

## 制度概要

- 農業共済は国が恒久的な農業災害対策として設けた制度です。(昭和 22 年施行)
- 掛金の約半分は国が負担するため、農家負担は軽減されます。
- 農作物共済(水稻 20 a、麦 10 a 以上作付の方)は必ず加入することになります。

共済事業	共済対象物	主な補償対象災害
農作物共済	水稻(量)・麦(量+品質)	風水害・干害などの <b>自然災害</b> ・ <b>鳥獣害</b> ・病虫害
畑作物共済	大豆(量)	
園芸施設共済	ハウス(本体・被覆材)・ 附帯施設・施設内作物	風水害・ <b>雪害</b> ・ひょう害・落雷などの <b>自然災害</b> ・病虫害・火災

- **注意!** 農機具の盗難が近年多発しています。大切な財産に備えを。

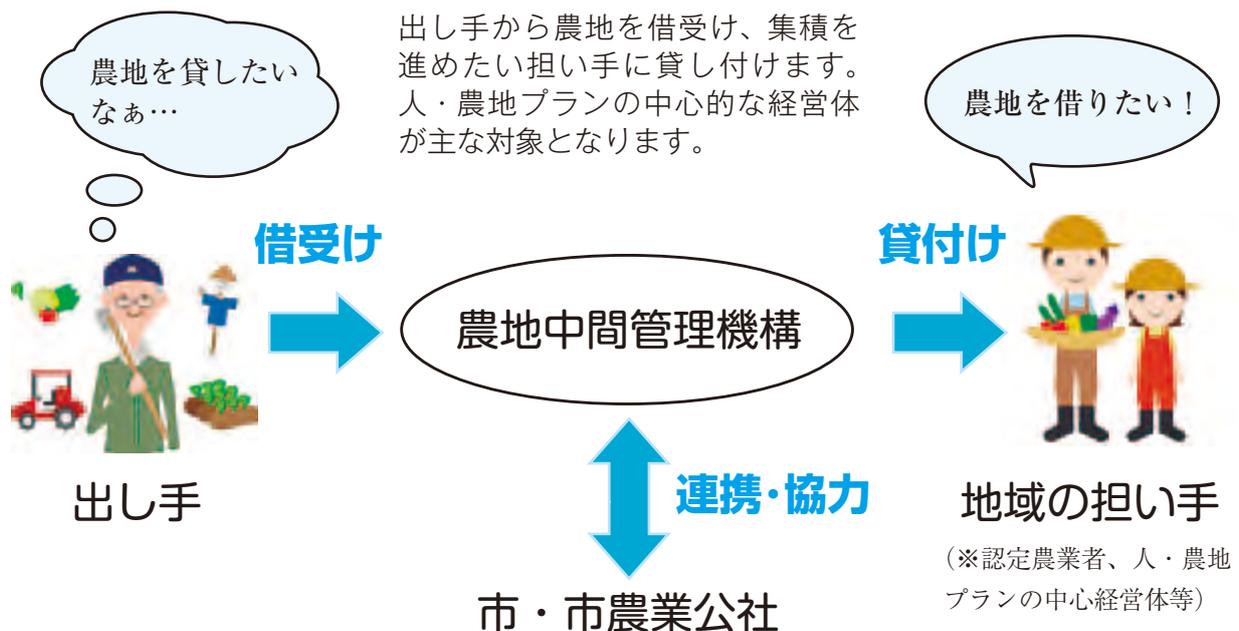
農機具共済	乗用のトラクター・田植機・ コンバイン・附属装置など	<b>盗難</b> ・火災・稼働中の接触・転覆 巻込・水害・雪害
-------	-------------------------------	-------------------------------------

- 他に、家畜(牛)・果樹(梨)・建物共済があります。

～予期せぬ災害に農業共済で備えましょう！～

詳細のお問い合わせは… 安足農業共済組合 佐野市大橋町 3232-1 TEL.22-1597

## 農地中間管理事業の仕組み



佐野市では機構からの委託を受け相談窓口を設置しています。市農政課 (TEL.20-3043) 又は市農業公社 (TEL.21-5489) にお気軽にご相談ください。

## 平成28年度 農業施策に関する 建議・要望書を提出



農業委員会では、「平成28年度佐野市農業施策に関する建議・要望書」をまとめ、10月6日に岡部市長に提出しました。

また、市長と農業委員との意見交換も行いました。

主な内容は、次のとおりです。

- 一、鳥獣害対策
- 二、農業基盤の整備対策
- 三、耕作放棄地対策
- 四、担い手への支援について

※詳細は佐野市ホームページをご覧ください。

農業先進地視察研修を実施しました

佐野市農業委員会  
会長職務代理者 森 下 憲 一

7月2日・3日、農業委員会では、先進地視察研修を実施しました。

1日目は、長野県上田市のNiPlo松山(株)を視察しました。NiPlo松山(株)は農作業用機械の専門メーカーとして、常に新しい機械の開発商品化に取り組んでいる工場です。主にトラクターの後ろに付けて土を耕すロータリー、代掻き用ハロー・あぜ塗機等を製造し、製品は2000種類に及びます。

現地では工場内の組み立てラインに沿って、機械が完成するまでの工程を見学しました。工場敷地内にある、松山記念館では創業以来の農具から現代の機械に至る貴重な資料が保存されていました。

2日目は、長野県東御市の標高540メートル緩やかな南斜面にある永井農場を視察しました。



ニプロの農機具を視察

農業を可能な限り使わない減農薬栽培をして、稲作と同時に酪農を営むことで牛糞から堆肥を作り、それを田んぼの栄養にし、稲刈り後の藁は牛に与える循環型の米作りを行っておりま。周辺の荒廃農地や高齢の農家から委託された畑に原料となる穀類を作付し、牛の飼料も確保していました。酪農と水田の複合経営で循環型農業を実現していることに大変感動しました。

## こんなときは手続きが必要です!

- 農地の所有権移転や貸し借りをするとき  
農地を売買・交換・贈与するとき、貸し借りをするとき、許可が必要です
- 農地を転用するとき  
農地を農地以外にするには、許可や届出が必要です
- 農地を相続したとき  
農地を相続したときは、届出が必要です

各種申請は毎月15日が締切です。(問い合わせ 農業委員会事務局 ☎20-3059)  
※締切日は変更になることがありますので、お問い合わせください。

# 新しい担い手を紹介します！

## 「夏秋なすを中心に

### 雇用拡大」

青柳貴紀さん（富士町）  
たかのり



昔から農業を営んでいる祖父母の手伝いをしていくうちに、いつか農業をやってみたいと思っていた青柳さん。

大学を卒業後、小売業の会社へ就職し6〜7年社会人経験を経た後、就農を決意。農業学校に1年間通い、主に畑作を学びました。

経営に関しては貴紀さん、繁忙期にはパートさん2名が従事しており、夏秋ナスを中心に水稲、みかんやすももなどの果樹栽培を行っております。

米はチルド・弁当向けの

品種を選び卸売業者に販売し、ナスは農協の他にファミリーレストラン向けの卸売業者に出荷しています。

5年後の目標をお聞きしたところ「通年で従業員を2名雇用し、なすを現在の15アールから40〜50アールに、水稲を2.5ヘクタールから10ヘクタールに行きたい。安定した価格での取引を徐々に増やし経営を拡大できたら。」と話してくれました。

若い経営主として、今後さらなる活躍が期待されます。



佐野市の農業を力強く支え、さらなる飛躍を目指す担い手さんを紹介しました。

## 「無農薬イチゴを目指して！

### 安心・安全をお届け」

川上美由紀さん（岩崎町）  
みゆき



川上美由紀さんは、今後の自分の人生で何をやっていこうかと真剣に考えた時に、安全な農作物を作りたいと思いい、新規就農を決意しました。

農業技術を身につけるため、農業学校に1年間通い、栽培技術を習得されました。4年ほど前から営農を開始し、現在は5棟のビニールハウス、約11アールでイチゴを栽培しています。

「安心で安全なイチゴを作りたい」という強い想いを胸にイチゴ栽培を始めた川上さん。

当初は一人で営農をしているため体力・精神面で辛かった時期もあったそうです。

今後の目標をお聞きしたところ、「出来る限り農薬を使わず、土の中の微生物を豊富にし、土を豊かにする。そして、最終的には完全無農薬にしたい。農薬に頼らなくても、イチゴ自身の力で元気に実をつけて、私はそのお手伝いをするくらいになれば。」と話してくれました。



# 農業者年金で

# しっかり積立て、 がっちりサポート 安心して豊かな老後を

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

## ご存じですか？

**農家の方は長寿ですが…**  
 老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の農業者年金受給者の平均余命は **男性22年(87歳)、女性27年(92歳)**
- 日本人の平均余命は **男性84歳、女性89歳**であり **農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。**

**こんなにかかる老後生活**  
 (現金支出で年額約286万円)  
 高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で**月額約23万8千円**が必要です。  
 (総務省家計調査などより)

**国民年金の支給額は**  
 一人、月々約6万5千円  
 (40年加入の場合)  
 夫婦あわせて月額約13万円です。



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。(厚生年金のモデルケースでは月額22万2千円の年金額)

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

## 農業者年金 加入推進に向けて



加入推進部長  
**尾花 収**

農業者年金加入推進部長特別研修会に、新井、丸山両推進部長と参加してきました。

農業者年金の仕組みの説明及び県内の加入状況について報告がありました。

農業者年金は、保険料について税制面での優遇や担い手に対する手厚い政策支援(国庫補助)など、農業者として受けられるメリットも多くあります。また、積立方式(確定拠出型)の年金制度であるため、月々の保険料の額を自ら選択し、いつでも見直すことができるなど、満足感、安定感のある制度でもあります。今後とも、加入推進部長をはじめ、新規加入者獲得に向け普及推進を図って参ります。

# 農業公社をご利用ください

## 活かします、あなたの農地

※佐野市全域（市街化区域を除く）

### 1 事業のしくみ



### 2 事業活用のメリット

- ※公的な機関を通じた制度ですので、安心して貸付け・借受けが行えます。
- ※公社が行うので、事務手続きが簡単です。
- ※賃料は公社をとおした支払いとなり、契約期間が満了すれば、農地は確実にお返しします。（契約更新もできます。）
- ※契約期間中は、所有者は安心して農地を貸しておくことができ、借受者は中長期的な農業経営が立てられます。

### 3 農地の売買等の相談

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買では、譲渡所得の特別控除が適用されます。公社では、農地の売買の相談やその他の相談を行っています。

#### 農地中間管理事業による農地の貸し借り

- ・平成26年度から、農地中間管理機構（公益財団法人栃木県農業振興公社）をとおした農地の貸借事業が始まりました。
- ・この制度を利用する場合、貸借期間は原則10年以上となっており、要件を満たす出し手等に「機構集積協力金」が交付されます。
- ・この事業の佐野市における相談窓口は、佐野市農政課（Tel 20-3043）と佐野市農業公社となっています。

お問合せ先

公益財団法人 佐野市農業公社  
佐野市金吹町2351（JA佐野本店3階） TEL. 21-5489 FAX. 21-5759

## 編集後記

農業委員会だより第11号となります。発行に関しご協力頂いた関係者の皆様には大変お世話になりました。

これまでに、農業委員としての研修や専門部会での研究、地域を支える農業者や団体との交流などの活動に取り組んできました。その内容が少しでも皆様に伝わり、農業経営の一助となれば幸いと存じます。

その他、農業委員会では全国農業新聞の定期購読の推進活動も行っております。

今後も、様々な活動を実施していきますので、地域の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

#### 編集委員

編集委員長	杉山 忠
副編集委員長	森下 憲一
編集委員	
亀田 文昭	福田フミエ
岩上 良雄	桂 正次
田中 茂	京谷 博次